

総務文教常任委員会 所管事務調査資料

(令和8年8月5日)

(協議案件)

① ゴミの不法投棄について

住民課 町民生活グループ

1 過去3年間の不法投棄の状況

年度	通報件数	地区	廃棄物内訳	対応
R 8	3 件	厚和、浜厚真、鹿沼	廃タイヤ、家庭ごみ、 冷蔵庫	警察へ通報、現地確認
R 7	0 件			
R 6	1 件	宇隆※	たたみ、便座、冷蔵庫 等	道路管理者が廃棄

※豊丘宇隆線（林道）上

※町が把握した通報・事案件数として整理しています。

※原則土地所有者が廃棄を行います。

2 ごみの不法投棄に関する町の対応方針

（1）基本的な考え方

不法投棄は、道路や周辺環境の美観を損なうだけでなく、生活環境や自然環境に影響を及ぼす行為であり、地域の安全・安心を確保する上で看過できない問題であると認識している。

また、不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されており、投棄の内容や態様によっては刑事罰の対象となることから、町としても関係機関と連携しながら、その防止及び早期発見に努める必要があると考えている。

（2）不法投棄への対応

不法投棄が確認された場合には、現地の状況を確認するとともに、投棄物の内容や規模、悪質性などを踏まえ、必要に応じて警察への通報や情報提供を行う。

また、投棄者が特定できる場合には、関係機関と連携し、適切な対応を図る。

（3）監視・啓発の考え方

不法投棄の防止には、違反行為への対応だけでなく、未然防止に向けた啓発や監視活動が重要である。

このため、町では、地域からの情報提供や通報を受けた際には現地確認を行い、不法投棄が発生している場所や発生のおそれがある場所について、必要に応じて巡回や啓発看板の設置などの対策を実施している。

なお、啓発看板については、町内一律に設置するものではなく、設置場所の状況や不法投棄の発生状況、地域からの要望等を踏まえ、必要性の高い箇所へ設置する考えである。

○令和7年度の啓発看板設置状況

3自治会（豊沢・鹿沼・浜厚真）

（４）地域・関係機関との連携

不法投棄の防止は、行政だけでなく、地域住民や関係機関との連携が不可欠である。

そのため、自治会など地域からの情報提供や要望を踏まえ、警察など関係機関と連携しながら、不法投棄の早期発見や抑止に努める。

○環境美化等に関する地域からの要望等

令和５年度 豊川自治会 ゴミポイ捨て防止看板の設置要望

令和６年度 厚和自治会 ゴミのポイ捨て対策要望

ルーラル自治会 私有地管理不足への対策要望

令和７年度 厚和自治会 ゴミのポイ捨て対策要望

（５）今後の対応方針

町としては、引き続き、不法投棄に関する通報や地域からの相談があった場合には、現地確認や関係機関との連携を行い、必要な対策を講じる。

今後も、地域における良好な生活環境の維持に向け、不法投棄の防止に取り組んでいく。